

## 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間取りまとめ 概要

### 1. 障害者の芸術活動の意義

- 障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。
- 障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有する。

### 2. 障害者の芸術活動への支援の方向性

#### (支援の方向性)

- 「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、仕組み作りを行っていくことが重要である。

#### (障害者の芸術作品を発信する様々な活動とその支援の在り方)

- 近年、「アール・ブリュット」という概念・呼称の下で、障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動が関係者の間で進められており、そのような活動を通じて、国際的にも高く評価される作品が生まれてきている。
- 「アール・ブリュット」という概念・呼称に共感する人々が、その呼称の下で障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動に取り組んでいくことは、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与といった観点からみても大きな意義を有しており、今後もこうした取組の一層の推進を図っていくことが望まれる。
- 「アール・ブリュット」という呼称を用いることなく、それぞれの概念の下で取り組んでいる活動も、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与という観点からみて、それぞれに大きな意義を有するものといえる。
- 様々な概念・呼称で取り組まれている活動はそれぞれに尊重されるべきであり、障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、どのような概念・呼称の下で行われているかを問わず、支援の対象として考えていく。

### 3. 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方

#### (1) 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方について

##### (相談支援の充実)

- 身近な地域の中で、障害者本人やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係者からの相談を受け付けられるような相談支援機関を設け、地域ごとに相談支援の体制を確保することが望まれる。

##### (障害者の芸術作品に関する権利保護)

- 障害者の芸術作品に関する権利保護には、十分な配慮がなされる必要がある。福祉サービス事業所における所有権の取扱いに関するガイドラインの作成・普及を図っていくことや、著作権法上の権利の行使や保護のために必要な手続き等に関するガイドラインの作成、福祉サービス事業所の関係者に対する研修等による普及啓発を図っていくことが考えられる。

### **(地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成)**

- 地域において障害者の芸術活動を理解し、適切に支援することのできる人材を育成することは重要な課題であり、福祉サービス事業所や特別支援学校等において、職員が芸術分野の人材と交流し、芸術に対する理解を深めるとともに、芸術活動を支援する方法を学ぶことなどが考えられる。

### **(障害者による芸術鑑賞への支援)**

- 障害者による芸術鑑賞への支援を進めていくことが望まれる。

## **(2) 障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組みについて**

### **(優れた芸術作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等)**

- 障害者の優れた芸術作品を評価・発掘することにより、幅広い展示機会を確保する取組が進められることは重要な課題であり、評価・発掘の際には、美術関係者だけでなく福祉関係者が協働して調査を行うことが重要である。また、評価・発掘の取組を進めていく中で、保存場所の確保や保存すべき作品の選定の客観性の担保といった課題の解決方法についても検討を行っていく必要がある。

### **(作品の販売や商品化への支援)**

- 障害者の芸術作品の販売やその二次利用による商品化は、経済面から障害者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を行う観点から重要であり、先進的な取組におけるノウハウを普及していくなどの取組が望まれる。

### **(障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成)**

- 障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成が必要であり、例えば、美術大学や芸術大学の学生等が福祉サービス事業所や特別支援学校でインターンや支援員として、障害者の芸術活動に触れることや、国等が行う全国の美術館関係者向けの研修で、障害者の芸術に関する内容を取り入れることなどを通じて、美術関係者が障害者の芸術に対する理解を深める取組等を進めていくことが考えられる。

### **(障害者の芸術鑑賞のための環境づくり)**

- 美術館等において障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めるため、障害者の鑑賞活動を支援するという観点にも配慮することが望まれる。

## **(3) 関係者のネットワークの構築等について**

- 障害者やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワーク構築を通じて、障害者の芸術活動を支える人材が相互に連携・協力することが必要である。
- ナショナルセンターの議論については、各地域において相談支援・人材育成等の現場の支援や芸術作品の評価・発掘・保存・発信等を行う機能の強化を図り、拠点化を進め、全国的なネットワークとして結びつけていくような方向を目指すことが重要である。

# 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 中間取りまとめ

平成25年8月26日

## 1 障害者の芸術活動の意義

- 芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。
- また、障害者の芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものである。

## 2 障害者の芸術活動への支援の方向性

### (支援の方向性)

- 上記のような障害者の芸術活動の意義を踏まえると、その支援を行っていくに当たっては、「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、仕組み作りを行っていくことが重要である。
- まず、「裾野を広げる」という視点からは、地域に根差した現場で芸術活動を行う障害者本人、その家族、支援者等に対して、創作活動や権利保護等に関する相談支援を行ったり、支援を行う人材を育成するなどの取組を推進していくことが、一つの大きな柱と考えられる。
- また、「優れた才能を伸ばす」という視点からは、芸術性の高い障害者の作品を評価・発掘し、国内外への幅広い展示機会を確保するなど、身近な地域を超えた支援の仕組みを構築していくことが、もう一つの大きな柱と考えられる。
- こうした2つの柱に沿って具体的な支援を推進していくためには、後述するように、これらを支える人材が相互に連携・協力して支援に取り組めるようなネットワークを構築することが望まれる。

### (障害者の芸術作品を発信する様々な活動とその支援の在り方)

- 近年、「アール・ブリュット<sup>(注1)</sup>」という概念・呼称の下で、障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動が関係者の中で進められており、そのような活動を通じて、国際的にも高く評価される作品が生まれてきている。こうした中、本懇談会の構成員の中からも、次のような理由から、「アール・ブリュット」という呼称の下でそのような活動を進めていくことを支持する意見が示された。
- ・ 障害者が創り出す作品を評価し、発信していく上では、一定の共通言語があった方がよい。
  - ・ 芸術活動において障害の特性が能力として活かされている場合、それを「アール・ブリュット」という概念の下に評価する枠組みができており、それがきっかけとなって障害者の社会参加が推進されている。
  - ・ 「アール・ブリュット」という言葉は、国際的にも認知されており、芸術の枠組みを広げたり、深めたりする作用も期待できる。

(注1) アール・ブリュット：フランスの画家ジャン・デュビュッフェによって考案された言葉であり、「加工されていない、生（き）の芸術」を意味する。デュビュッフェは、精神障害のある人や幻視家などが制作した絵画や彫刻をアール・ブリュットと呼び、それらの美術の専門教育を受けていない人々の作品を、「もっとも純粋で、もっとも無垢な芸術であり、作り手の発想の力のみが生み出すもの」とであると高く評価した。

- このような取組の実績や、その活動を支持する意見等を踏まえれば、「アール・ブリュット」という概念・呼称に共感する人々が、その呼称の下で障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動に取り組んでいくことは、上記1に示したような障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与といった観点からみても大きな意義を有しており、今後もこうした取組の一層の推進を図っていくことが望まれる。
- また、本懇談会では、「アール・ブリュット」という呼称を用いることなく、それぞれの概念の下で取り組んでいる次のような活動の紹介も行われた。これらの活動も、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与という観点からみて、それぞれに大きな意義を有するものといえる。
- ・ 市民が主体となって自分たちの文化、芸術活動を生んでいく一つの市民活動として「エイブル・アート・ムーブメント」に取り組んでいる。その中で障害のある方たちの表現を支えるということを主要な活動にしている。
  - ・ 知的障害がある方の作品について、「アウトサイダー・アート」等の名称でカテゴライズせず、現代を生きる人が生み出す「現代アート」として発信している。
  - ・ 肢体不自由児・者の生きがいがづくり、一般の人々の障害者に対する理解の促

進を目的に、グラフィックアート・コンテストの開催、美術展やデジタル写真展への参画などの活動を行っている。

- こうした活動を行っている構成員の中からは、「アール・ブリュット」という呼称の下で取り組まれてきた活動の実績については一定の評価を示しつつ、その呼称について、次のような見解も示された。
  - ・ 「アール・ブリュット」に対する認識が人によって非常に異なっている。
  - ・ 障害のある人が表現したらそれが「アール・ブリュット」になるのかという疑問がある。障害者というレッテルから自由になるために表現活動をしてきた人にとって、「アール・ブリュット」という言葉が、レッテルとして機能する側面もある。
  - ・ 日本の現状では、「アール・ブリュット」という言葉が、本来の意味を離れて、「障害者アート」として捉えられがちである。「障害者アート」というカテゴリーはいらぬのではないか。
  
- 以上のことを踏まえれば、「アール・ブリュット」をはじめ様々な概念・呼称で取り組まれている活動はそれぞれに尊重されるべきであり、本懇談会としては、上記1に示したような障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、どのような概念・呼称の下で行われているかを問わず、支援の対象として考えていくこととしたい。

### **3 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方**

#### **(1) 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方について**

##### **(相談支援の充実)**

- 障害者が芸術活動を行うに当たっては、公募展等への作品の出展や販売の機会、著作権等の権利保護等に関する相談体制が身近にあることで、芸術活動を通じた障害者の社会参加が一層促進されるとともに、才能のある障害者の活躍の場が一層広がることが期待される。
  
- しかし、実際に芸術活動を行っている障害当事者からは、自分で出展依頼等に対するやりとりをする中で、どのように返事をすればいいのか、依頼を受けていいのかという点で悩んだり、誰かに手伝いを依頼したいと思うことがあるが、そうしたときに、相談先や手伝いを頼める人がなかなか見つからなくて困っているといった声も聞かれた。
  
- また、地域において障害者の芸術活動の支援を行っている福祉サービス事業所や特別支援学校等においては、その支援の方法や、著作権等の保護等に関する知識や経験に乏しい場合が多いとの指摘もあった。

- このため、身近な地域の中で、障害者本人やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係者からの相談を受け付けられるような相談支援機関を設け、地域ごとに相談支援の体制を確保するとともに、そのような取組があることを広く周知していくことが望まれる。
- また、後述するように、福祉サービス事業所や特別支援学校等において美術大学や芸術大学の学生等を受け入れるなど、福祉・教育分野と芸術分野の人材の交流を図ることも重要であり、その際に、美術大学や芸術大学の窓口等において、関心がある人材と事業所等を結び付ける役割を担うことも考えられる。さらに、地域において先進的な取組を行っている団体等を窓口として、関係者によるネットワークの形成を図ることにより、人材の交流を進めることも考えられる。

#### (障害者の芸術作品に関する権利保護)

- 障害者が芸術活動を行うに当たっては、障害者本人が著作権等の権利を行使するために自らの意思を表示する上で困難を伴うことがある場合や、芸術活動を行う場面で様々な関係者が関わる場合があることなどから、障害者の芸術作品に関する権利保護には、十分な配慮がなされる必要がある。しかしながら、実際には、障害者の芸術活動の支援に取り組む関係者の間でも、こうした障害者の芸術作品に関する権利保護に対する認識が十分であるとはいえない状況がみられる。
- 障害者の芸術作品に関する権利を保護していく上での問題としては、所有権の問題と、著作権法上の権利の問題とがある。
- このうち所有権については、福祉サービス事業所で芸術活動を行う障害者の芸術作品の所有権が、どのように障害者本人、福祉サービス事業所に帰属するのかが最大の問題となる。この問題に対しては、所有権の取扱いについて事業所側と個々の障害者が合意して契約で定める、あるいは事業所においてあらかじめ所有権の取扱いに関する規程を定めておき、それに準拠して権利を取り扱うことを明確にしておくといった対応が望まれるところであり、こうした対応を促すため、ガイドラインの作成・普及を図っていくことが考えられる。
- また、著作権法上の権利<sup>(注2)</sup>については、福祉サービス事業所の関係者の理解を深めるため、著作物の利用に係る承諾書の様式例を示す等、権利の行使やその保護のために必要な手続き等に関するガイドラインを作成するとともに、福祉サービス事業所の関係者に対する研修等による著作権法の普及啓発を

図っていくことが考えられる。また、成年後見制度が利用される場合もあるため、成年後見人が、著作者の権利を適切に保護しつつ権利行使が可能となるよう、著作権法の普及啓発活動を行うことが望まれる。

(注2) 著作者の有する権利は、財産的利益の保護に着目した「著作権」（複製権、展示権等）と人格的利益の保護に着目した「著作者人格権」がある。

- さらに、事業所の職員等が障害者の権利の行使やその保護に関して具体的な問題に直面した場合に、相談に応じることができる窓口を設けることも重要である。
- 以上のような障害者の芸術作品に関する権利保護の取組を進めていくに当たっては、不断に現場のニーズをくみ上げて、必要な見直しを行っていくことが望まれる。

#### (地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成)

- 地域において障害者の芸術活動を理解し、適切に支援することのできる人材を育成することは、重要な課題である。
- このため、例えば、福祉サービス事業所や特別支援学校等において、美術大学や芸術大学等から学生等を受け入れることや、地域で開催されるワークショップに参加することなどを通じて、職員が芸術分野の人材と交流し、芸術に対する理解を深めるとともに、芸術活動を支援する方法を学ぶこと、また、福祉教育等の現場において、障害者の芸術活動等に触れる機会を作ることなどが考えられる。また、上述のとおり、障害者の芸術作品に関する権利保護についての普及啓発を行うことも重要である。

#### (障害者による芸術鑑賞への支援)

- 障害者による芸術活動を支援していくため、障害者による芸術鑑賞の機会を増やしていくことなど、障害者による芸術鑑賞への支援を進めていくことが望まれる。

### (2) 障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組みについて

#### (優れた芸術作品の評価・発掘、保存、展示機会の確保等)

- 障害者の芸術作品については、福祉サービス事業所等の現場において、非常に優れた芸術的価値のある作品であっても、その価値に対する評価が十分に行われず埋もれてしまっているものが少なからずあるのではないかとということが懸念されている。こうした作品を評価・発掘することにより、国内外におけ

る幅広い展示機会を確保する取組が進められることは、障害者の社会参加を推進するとともに、芸術文化の発展に寄与するという観点から、重要な課題である。

- こうした課題については、実際に学芸員や福祉関係者等が連携して、国内外の障害者の芸術作品の調査を行うことにより、評価・発掘という点で一定の成果を上げている事例もみられることから、こうした取組をさらに広げていくことが必要である。その際には、学芸員や芸術家等の美術関係者だけでなく、福祉現場・医療現場等の人材が協働して調査を行うことが重要であり、こうした活動を続けていくことを通じて、障害者の芸術作品の評価の在り方も練り上げられていくことが期待される。
- また、評価・発掘された芸術作品の保存場所をどう確保するか、さらに、優れた作品を継続的・安定的に保存する観点から、保存すべき作品を選定する際にどのように客観性を担保するかといったことも課題となってくるが、上述のような評価・発掘の取組を進めていく中で、こうした課題の解決方法についても、検討を行っていく必要がある。

#### **(作品の販売や商品化への支援)**

- 障害者の芸術作品に対する国内外の評価の高まりがみられる中で、障害者の芸術作品の販売やその二次利用による商品化等も進んできており、経済面から障害者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を行う観点からも、このような取組は重要である。
- 実際に、障害者の作品について、アートフェアに出展することで収益を確保して障害者に還元したり、障害者の作品を使用したいという企業等からデザイン使用料の支払いを受けるといった例もみられる。
- こうした取組をさらに進めていくためには、明確な権利関係の下、企業や美術館等と障害者との間に立ち、依頼受付、営業、事業企画、金銭の受渡し等についての支援を行う機能が重要であり、実績・知見のある先進的な取組におけるノウハウを普及していくなどの取組が望まれる。

#### **(障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成)**

- 障害者の芸術活動への支援を推進していくためには、地域の福祉サービス事業所や特別支援学校等において支援を行う人材を育成することに加え、障害者の芸術作品の評価・発掘、発信等を行う人材の育成が必要である。

- こうした観点から、例えば、美術大学や芸術大学の学生等が福祉サービス事業所や特別支援学校でインターンや支援員として、障害者の制作活動の支援に取り組むことなどを通じて障害者の芸術活動に触れることや、美術大学や芸術大学等において、学芸員養成課程や芸術系の教員養成課程の中で障害者の芸術に関する内容を授業に取り入れること、また、国等が行う全国の美術館関係者向けの研修で、障害者の芸術に関する内容を取り入れることなどを通じて、美術関係者が障害者の芸術に対する理解を深める取組等を進めていくことが考えられる。

#### (障害者の芸術鑑賞のための環境づくり)

- 美術館等において障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めるため、障害者の鑑賞活動を支援するという観点にも配慮することが望まれる。

### (3) 関係者のネットワークの構築等について

- 障害者の芸術活動を普及・発展させていくためには、障害者やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワークを構築していくことを通じて、障害者の芸術活動を支える人材が相互に連携・協力することが必要である。
- 障害者の芸術活動を支援するためのナショナルセンターを設けるべきという議論については、構成員から以下のような意見が示されており、これらを踏まえ、本懇談会としては、各地域のレベルにおいて相談支援・人材育成等の現場の支援や芸術作品の評価・発掘・保存・発信等を行う機能の強化を図り、拠点化を進め、それらを全国的なネットワークとして結び付けていくような方向を目指すことが重要であると考えます。
  - ・ ナショナルセンターという位置付けで背骨のある形で支援していくことが必要であるが、中央にハコモノを一か所設置するというイメージではなく、地域の美術館や施設を国が支援するというような弾力性をもって考える必要がある。
  - ・ アートは多様性が面白いところだが、ナショナルセンターで絶対的な基準を作るようなことになってしまうと、逆に多様性が見えてこなくなる。地域に根差した美術館や施設に国が支援していくことにより、結果として、そこに多様性が自ずと生まれてくるのではないか。
  - ・ 「アール・ブリュット」の発信は、一極集中で上から下に下ろすのではなく、各地域で発信していくものがふさわしいし、その方が発信力も強い。
  - ・ まずは地域のニーズと密着して情報交換や人材交流などの取組が行える場が必要であり、その上に立って全国的な情報交換・人材交流を行うことがで

きるセンターについて考えるべきである。

- ・ ナショナルセンターは、ハコモノというよりは、ネットワーク形式のものを作って、それぞれの地域や現場を活性化するようなものになるのではないか。

#### 4 おわりに

本懇談会においては、6月11日に第1回の会合を開催した後、限られた時間の中で、障害者の芸術活動のうち、主に美術の分野に焦点を当てて議論を行い、今回、中間的な取りまとめを行った。本懇談会としては、福祉分野を所管する厚生労働省と芸術文化の振興を所管する文化庁が相互に連携・協力し、この取りまとめの方向に沿った取組を着実に推進していくことを強く望む。

## 【参考】障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 開催要綱

### 1 趣旨

芸術活動は障害者にとって重要な社会活動の一つであり、これまでも主に福祉的な観点から支援が図られてきた。近年では、既成の概念にとらわれないその芸術の特性が、国内外において一定の評価を受けるようになってきており、芸術活動を通じた障害者の社会参加の一層の促進が期待されるとともに、その芸術の特性は、芸術文化一般の発展に寄与する可能性を秘めていると考えられる。一方で、芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者等に対する支援や、障害者による芸術作品の価値が認知され、展示等につなげていくための取組等が未だ不十分であることから、障害者の芸術活動に関して一層の支援を図るため、有識者による専門的な検討を行う。

### 2 検討事項

- 障害者、その家族、支援者等に対する支援  
(例)
  - ・ 障害者の芸術作品の出展機会の確保に関する支援
  - ・ 障害者の芸術作品の著作権の保護等に係る支援
  
- 障害者の芸術作品の展示等を推進するための仕組み  
(例)
  - ・ 障害者の芸術作品の発掘・収集・保存等を行う仕組み
  - ・ 障害者の芸術作品の展示、発信等が推進されるようにするための仕組み

### 3 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

### 4 運営等

- (1) 懇談会は、文化庁文化部長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会の庶務は、文化庁文化部芸術文化課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 懇談会は、原則として公開とする。

【参考】障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会 構成員名簿

- 青柳正規 独立行政法人国立美術館理事長、国立西洋美術館長  
(7月8日付け構成員辞任)
- 今中博之 アトリエインカーブクリエイティブディレクター、社会福祉法人素王  
会理事長、一級建築士、京都大学地域研究総合情報センター研究員
- 上野密 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事
- 岡部太郎 財団法人たんぼぼの家事務局長
- 重光豊 特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構天才アートミュージアム  
副理事長、京都市教育委員会指導部総合育成支援課参与
- 鈴木京子 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）事業企画課長
- <sup>すずき</sup>  
鮎万里絵 芸術活動を行っている障害当事者
- 田中正博 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
- 田端一恵 社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団企画事業部次長
- 中久保満昭 弁護士
- 日比野克彦 東京芸術大学教授
- 保坂健二郎 独立行政法人国立美術館・東京国立近代美術館主任研究員
- 本郷寛 東京芸術大学美術学部教授

(敬称略、50音順)

【参考】障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会開催経緯

第1回 平成25年6月11日

- ・各構成員からの自由発言
- ・構成員からのプレゼンテーション
- ・意見交換

第2回 平成25年7月2日

- ・論点整理
- ・意見交換

第3回 平成25年7月25日

- ・中間取りまとめ（案）